

令和 8 年度に整備する障害福祉施設等の事前協議書作成に係る留意事項

障害福祉施設等整備に係る事業の採択は、整備予定地における需給状況、整備計画の熟度、資金計画、運営計画などを総合的に勘案して決定するものであり、過去における事前協議書の提出回数などは考慮しません。

事前協議書は、以下の留意点を熟読し十分理解したうえで作成してください。

1 対象施設種別等

(1) 施設種別

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条に規定する短期入所を行う事業所（医療型に限る。）

② 障害者総合支援法第 5 条に規定する共同生活援助を行う事業所（日中サービス支援型に限る。）

(2) 整備区分

創設（新たに施設を整備すること。）

なお、施設（建物）については、所有権を有している必要があります。
（賃貸借は不可）

(3) 事前協議書提出の対象事業

補助及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）により行う事業

2 対象法人

障害者総合支援法第 79 条第 2 項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）で、次の (1) から (4) までを満たす法人とします。

- (1) 障害者総合支援法第 36 条第 3 項の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市税について滞納がないこと。
- (4) 法人役員等が熊本市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に掲げる者でないこと。

3 事前協議書に係る事項

(1) 事前協議書関係書類

別添の事前協議書関係書類一覧表のとおり

(2) 事前協議書提出期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月26日（水）まで。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び年末年始を除きます。

(3) 事前協議書の提出時間

午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

ただし、最終日は午前9時から正午までとします。（期限厳守）

(4) 事前協議書の提出場所

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課

（熊本市中央区大江5-1-1 ウェルパルクまもと3階）

電話：096-361-2519（直通）

(5) 提出方法

事前連絡のうえ、(4)提出場所へ持参してください。

(6) 提出部数等

1部（事前協議書等に別紙を添付する場合はA4縦、横書き）

ホッチキス留めをしないでください。

なお、証明書類は、証明年月日が事前協議書提出時の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。（原本と指定するものを除き、複写機による写しでも可）

(7) その他

ア 費用負担

この事前協議にかかる一切の費用については、事前協議書提出者の負担とします。

イ 事前協議書の取扱い

提出された事前協議書は原則として返却しません。

なお、提出された事前協議書は、情報公開条例の規定により開示する場合があります。

ウ 「写し」により提出する書類は、全て原本証明をしてください。

4 希望調査票に係る事項

事前協議書の提出を予定される場合は、必ず別添の希望調査票を令和7年11月7日（金）の正午までに障がい福祉課に提出してください。

提出については、必ずメールをお願いします。

希望調査票の提出がない場合は、事前協議書を受け付けませんのでご注意ください。（必ず電話で受信確認をお願いします。）

<メール> shougaifukushi@city.kumamoto.lg.jp

<電話> 096-361-2519

5 選定方法

下記の要領で書類審査及びヒアリングを行います。

- (1) 審査にあたっては、熊本市障害福祉施設整備及び社会福祉法人の認可に関する審査会（以下「審査会」という。）にて審査します。
- (2) 書類審査において審査基準に適合していないと判断された事業者は、採択の対象外とします。
- (3) 書類審査及びヒアリング審査において審査点が6割に満たない事業者は、採択の対象外とします。
- (4) 施設種別に応じて審査点の高い事業者を採択します。

6 募集箇所数

創設	短期入所（医療型に限る。）	1箇所
	共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）	1箇所

※なお、補助対象として採択した事業であっても、予算等の都合により補助ができない場合があります。

また、国（厚生労働省）との協議によっては、この施設整備補助の対象とならない場合があります。また、近年、国（厚生労働省）における障がい福祉施設整備に係る予算額が減額の傾向にある一方で、毎年全国から予算を大幅に超える協議が上げられているため、国（厚生労働省）との協議の結果、国庫補助基準単価を下回る補助額となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

7 審査基準等

別紙の「令和8年度障害福祉施設整備審査基準表」をご参照ください。

また、以下の内容についても併せてご参照ください。

- (1) 計画に即した整備

熊本市障がい福祉計画等の主旨を踏まえた整備計画であることが前提

です。

(2) 整備予定地の適正配置等

- ア 住民が生活している地域から離れ孤立した場所は、整備予定地として好ましくありません。
- イ 整備予定地の選定では、地域住民との交流等の面から住宅地からの距離、医療機関、公共施設や公共交通機関の状況等に配慮してください。
- ウ 外来・業務用車両の駐車場や避難場所等の確保に配慮してください。
- エ 事前協議書提出後は、整備予定地の変更は認めません。

(3) 整備予定地に係る権利関係等

- ア 原則として、所有権を有していること、または、国若しくは地方公共団体からの貸与が確実であることが必要です。
- イ なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、国や地方公共団体以外の者から無料または極力低額な賃料による貸与も可能です。（取得が困難な理由、賃料が低額と考える根拠を示してください）。
- ウ 事前協議書提出時点で取得または貸与されていない場合は、取得または貸与が確実に見込まれることが必要です（書面により証明してください）。
- エ 整備予定地の全部または一部に所有権以外の権利（独立行政法人福祉医療機構が設定した抵当権を除く）が設定されている場合は、確実に解除できることが必要です（書面により証明してください）。
- オ 土地や建築に関する規制がないか、または、規制の解除が確実であることが必要です（規制解除が可能と分かる書類を提出してください）。

(4) 建物の設計に関する精査

- ア 当該社会福祉施設等整備事前協議における採択については、提案される建物の建設に係る都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等の関係法令の許認可等や給排水等の計画案と本市の給排水計画との適合等を担保するものではありませんので、これら関係法令への適合については事前協議書提出者において十分に精査をしてください。

※精査に際しては、令和８年度障害福祉施設整備審査基準表も活用して下さい。

- イ 社会福祉施設については、平成１８年の都市計画法の改正により、平成１９年１１月以降、開発行為等の許可の適用除外対象施設ではなくなりました。また、平成２４年４月には都市計画区域の見直しも行われており、それまで一定規模未満の開発行為等の許可が不要であった地域でも、許可が必要となる場合がありますので、精査を行う際は特に留意を

してください。

ウ 埋蔵文化財包蔵地においては建設の着工前に発掘調査が必要です。整備予定地が埋葬文化財包蔵地であるかどうか、また、その場合、試掘調査済みであるかを事前協議書提出時に確認しますので、必ず確認を行ってください。

エ 建物に関する設計については、事前協議書提出後は原則として変更を認めません。ただし、採択後、詳細設計等を行うなかで、やむを得ない事情により建物の設計変更が生じた場合は、速やかに障がい福祉課と変更協議を行ったうえで、変更ができる場合があります。その場合において、変更の内容は本市が認める範囲内に限るものとします。なお、変更協議の可否の決定については、改めて審査会に附議の上、決定するものとします。

変更協議が認められない場合であって、かつ建物の建築が不可能となる場合は採択を取り消すことがあります。

(5) 整備内容の精査

ア 事前協議書提出後は、入所（通所）定員や利用定員の変更は原則として認めません。

※利用見込等から事業内容と規模を精査したうえで事前協議書を提出してください。

イ 各種法令及び熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第96号。以下「指定基準条例」という。）に適合する設計内容であるかを、十分精査のうえ協議してください。

ウ 指定基準条例にある面積や幅は、内法での測定によるものです。

エ 整備施設については、消防法におけるスプリンクラー設備の設置義務がない事業所においても、スプリンクラー設備又はその他同等の消火設備を必ず設置していただきますようお願いします。

オ 採択後、やむを得ない事情により整備内容に変更が生じた場合は、速やかに障がい福祉課と変更協議を行ったうえで、変更ができる場合があります。その場合において、変更の内容は本市が認める範囲内に限るものとします。なお、変更協議の可否の決定については、改めて審査会に附議の上、決定するものとします。

変更協議が認められない場合であって、かつ事業の実施が不可能と判断される場合は採択を取り消すことがあります。

(6) 資金計画

ア 寄付金等

- ・ 事業に要する資金のうち法人の自己資金や理事等（就任予定者）からの寄付については、事前協議書提出時点で金融機関の残高証明等により確認できるものに限りします。
- ・ 金融機関の残高証明は、寄付者や金融機関の別に関わらず同日の預金残高について証明されたものを提出してください。
- ・ 施設整備等に要する経費のほか、開設後の運営費（年間事業費の2/12以上）も事前に準備する必要があります。

イ 補助金

- ・ 令和8年度の国庫補助基準単価が示されていないため、令和7年度整備分の国庫補助基準単価での協議となります。
- ・ なお、補助金額は、国庫補助基準単価と補助対象経費【工事費及び工事事務費（設計・工事監理費）】に3/4を乗じた額を比較して少ない方の額です。
- ・ ただし、実際の補助金額は、国（厚生労働省）との協議後、国（厚生労働省）から示される額となります。
 なお、国（厚生労働省）との協議の結果、国庫補助基準単価を下回る補助額となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ また、工事費については、本体工事費のみであり、外構工事等（建物以外の土地に固着している門、塀、造園植栽、外灯等）については、補助対象外です。
- ・ 工事事務費（設計・工事監理費）は、工事費の2.6%が補助対象経費算定の上限額となります。
- ・ 補助単価の減にも対応できるよう余裕のある資金計画を立ててください。
- ・ 国からの内示前に契約した工事請負契約及び工事事務費（設計・工事監理費）に係る契約については、補助対象経費外になりますので、国からの内示後に当該契約を締結してください。また、この契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱に準じてください。入札等に係る具体的な情報は、採択後にご案内します。

ウ 独立行政法人福祉医療機構からの借入

財源の一部に独立行政法人福祉医療機構からの借入金を見込む場合は、同機構ホームページに掲載されている「2025年度 福祉貸付事業 融資のごあんない」等を参照ください。

(7) 木材利用

木材のもつ柔らかさや暖かさを取り入れることにより、入所（通所）者や

利用者に精神的ゆとりや安らぎをもたらすなどの効果が期待できることから、積極的な木材の活用をお願いします。

8 補助金の不正受給

- (1) 社会福祉法人等が補助事業を行うために締結した契約の相手方等から寄付金等の資金提供を受けることは、禁止されています。
- (2) 施設整備費に係る補助制度を利用し、建築工事費の水増しや架空の工事契約を締結するなど、補助金の不正受給の事実が発覚した場合、補助金返還はもとより、不正に関与した者について刑事告発を行うなど厳正な対応をとることとしています。

9 採択の取り消し

以下に掲げる場合には、採択を取り消すことがあります。

- (1) 本市において補助事業に係る予算が認められない、または予算が減額され補助の実施が不可能となった場合
- (2) 国庫補助協議または補助内示等により、当初補助見込額を下回り、それによって事業の実施が不可能と判断される場合
- (3) 事業の実施にあたり法令等に違反した場合、または本市の指示・指導に従わない場合
- (4) 事前協議書の内容に虚偽があったことが判明した場合、または本市と協議することなく計画内容を変更した場合
- (5) 都市計画法、建築基準法や農地法などの関係法令への適合が認められず、建物の建設が不可能と判断される場合
- (6) 正当な理由がなく、採択後1年以内に工事着工しない場合
- (7) 建物に関する設計の変更について、認められない場合であって、かつ建物の建設が不可能と判断される場合
- (8) 整備内容の変更について、認められない場合であって、かつ事業の実施が不可能と判断される場合

10 採択後の国庫補助協議における優先順位

本市において国庫補助協議の対象事業として採択した後、国（厚生労働省）との協議において、優先順位を付して協議を行う必要がある場合は、以下の順位にて国庫補助協議を行います。

優先順位 1 位	短期入所（医療型に限る。）
優先順位 2 位	共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）

※なお、優先順位に関わらず、本市において国庫補助協議の対象事業として採択しても、国（厚生労働省）との協議によっては、この施設整備補助の対象とならない場合があります。また、近年、国（厚生労働省）における

社会福祉施設等施設整備に係る予算額が減額の傾向にある一方で、毎年全国から予算を大幅に超える協議が上げられているため、国（厚生労働省）との協議の結果、国庫補助基準単価を下回る補助額となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

（参考）社会福祉施設等施設整備費補助金関連事前協議様式及び関係資料

- 1 配布期間
令和7年10月20日（月）から令和7年11月26日（水）まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。
- 2 配布時間
午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）
ただし、最終日は午前9時から正午までとします。
- 3 配布場所
熊本市中央区大江5-1-1
熊本市健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課
電話：096-361-2519（直通）
- 4 費用
無料
- 5 その他
事前協議書は、3の配布場所で直接配布いたします。郵送又は電送による配布はいたしません。
※本市ホームページから事前協議書等をダウンロードして使用することもできます。